資料１

第３次十和田市総合計画 基本構想（原案）に対するご意見への対応

■提出期限：令和８年７月 16 日

■ご意見数：**５人 10 件**

《 **ご意見の内訳** 》

・まちの将来都市像	２件
・まちづくりの基本理念	１件
・まちづくりの政策	７件

《 **市の考え方** 》

基本構想への反映（修正）に関するもの

１.計画案を修正するもの	３件
２.意見趣旨を記載済または要望に対して説明を要するもの	１件

具体的な取組に関するものや質問等

３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの	４件
４.質問、感想	２件

基本構想（原案）に対するご意見への対応

■審議会委員ご意見

※対応項目は、「１.計画案を修正するもの」「２.意見趣旨を記載済または要望に対して説明を要するもの」「３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの」「４.質問、感想」

No.	分類	意見の要約	市の考え方	対応区分
1	まちの将来都市像（P24）	十和田市は「四季の自然豊かなまち」であるため、「田舎まち」の言葉には反対する。	「ハイレベルな田舎まち」につきましては、市民アンケートや各ワークショップ等において出されたご意見を踏まえ検討したものであり、生活の質が高く優しさもあるまちの姿を表現しておりますが、市民に誤解を与えることのないよう、以下のように修正したいと考えます。	１.計画案を修正するもの

修正箇所

No.	該当箇所	修正前	修正案	対応区分
1	まちの将来都市像（P24）	第３次十和田市総合計画では、田舎すぎず都会すぎない、「ハイレベルな田舎まち」とも言える現在のまちが、優しさの感じられる田園都市として発展するとともに、そこに生活する市民一人ひとりが主体的に挑戦し光輝くことで、まちも人も成長し続けるとの思いを込め、将来都市像として「自然あふれる煌めくまち」を掲げました。	第３次十和田市総合計画では、暮らしやすさと豊かな自然が調和した現在のまちが、優しさの感じられる田園都市として発展するとともに、そこに生活する市民一人ひとりが主体的に挑戦し光輝くことで、まちも人も成長し続けるとの思いを込め、将来都市像として「自然あふれる煌めくまち」を掲げました。	１.計画案を修正するもの

基本構想（原案）に対するご意見への対応

■審議会委員ご意見

※対応項目は、「１.計画案を修正するもの」「２.意見趣旨を記載済または要望に対して説明を要するもの」「３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの」「４.質問、感想」

No.	分類	意見の要約	市の考え方	対応区分
2	まちづくりの政策（P26 政策１）	低年齢児等、言葉による意見表明が難しい子どもたちの意思を受け止め、権利を保障することが包含されているのではなく、読み取ることができる計画となるよう、また、すべての子ども一人ひとりの思いや最善の利益を尊重するという本市の姿勢が市民に伝わる表現となるよう、次のような文章が明記されるようにしていただきたい。 「地域社会全体のネットワークにより、こどもまんなか社会の実現に向けて、子育て・子育ちを温かく見守り支えるとともに、子どもがまちづくりに参加する権利を尊重し、子どもや若者一人ひとりの意見や思いをその年齢や発達の状況、環境、障害の有無などに応じた適切な方法で受け止め、施策に反映できるように取り組みます。」	政策１「結婚・子育て・教育」において、「こどもまんなか社会の実現」や「すべての子どもの意見を受け止めること」を含めて、「子どもがまちづくりに参加する権利を尊重し、子どもや若者の意見を取り入れた施策を推進」すると記述しておりましたが、ご意見を踏まえ、市民により伝わりやすいよう以下のように修正したいと考えます。	１.計画案を修正するもの

修正箇所

No.	該当箇所	修正前	修正案	対応区分
2	まちづくりの政策（P26 政策１）	地域社会全体のネットワークにより、子育て・子育ちを温かく見守り、支えるとともに、子どもがまちづくりに参加する権利を尊重し、子どもや若者の意見を取り入れた施策を推進します。	こどもまんなか社会の実現に向け、地域社会全体のネットワークにより、子育て・子育ちを温かく見守り、支えるとともに、子どもがまちづくりに参加する権利を尊重し、子どもや若者の意見や思いを一人ひとりに応じた適切な方法で受け止め、施策に反映させる仕組みづくりを推進します。	１.計画案を修正するもの

基本構想（原案）に対するご意見への対応

■審議会委員ご意見

※対応項目は、「１.計画案を修正するもの」「２.意見趣旨を記載済または要望に対して説明を要するもの」「３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの」「４.質問、感想」

No.	分類	意見の要約	市の考え方	対応区分
3	まちづくりの政策（P26 政策２）	「…誰もが社会とのつながりを大切にして、地域に…」としていただきたい。	政策２「健康・医療・福祉」において、誰もが社会とのつながりをつくることの必要性を記述しておりますが、ご意見を踏まえ、以下のように修正したいと考えます。	１.計画案を修正するもの

修正箇所

No.	該当箇所	修正前	修正案	対応区分
3	まちづくりの政策（P26 政策２）	多様な人が支え合うことで、高齢者も障がいを抱える方もそれぞれの個性や経験・知識を活かして働くことのできる環境を整え、誰もが社会とのつながりをつくり、地域に貢献している実感をもつことができる地域社会づくりを推進します。	多様な人が支え合うことで、高齢者も障がいを抱える方もそれぞれの個性や経験・知識を活かして働くことのできる環境を整え、誰もが社会とのつながりを大切にし、地域に貢献している実感をもつことができる地域社会づくりを推進します。	１.計画案を修正するもの

基本構想（原案）に対するご意見への対応

■審議会委員ご意見

※対応項目は、「１.計画案を修正するもの」「２.意見趣旨を記載済または要望に対して説明を要するもの」「３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの」「４.質問、感想」

No.	分類	意見の要約	市の考え方	対応区分
4	まちづくりの政策（P27 政策３）	野菜の良さは実感しており、地元の野菜を日々食卓に取り入れているが、ひめます、和牛については、あまり見かけることもなく、見つけたとしても、高価でほとんど手が出せない。まず市民が実感できる産物であってほしい。	・政策３「産業振興・地域活性化」において、「とわだ産品」の高付加価値化に取り組むことで、地域経済循環の向上を目指す考えから、ブランド力の向上について記述しております。 ・「十和田湖ひめます」、「十和田湖和牛」については、限られた地域の中で生産されており、希少性の高いものであることから、市民にその魅力や価値を伝える機会を設けることで、誇りや愛着の対象となるよう取り組んでまいります。	２.要望に対し説明を要するもの
5	まちの将来都市像（P24）	市が目指す将来像として掲げられている「～幸福度No.１～自然あふれる煌めくまち　とわだ」の方向性には共感する。一方で、現時点では将来像が抽象的であり、「どのような状態になれば実現したと言えるのか」がイメージしにくいと感じた。例えば、「幸福」とは市民のどのような暮らしを指すのか、「煌めく」とは誰のどのような状態を目指すのか、「自然」は守るものなのか、磨くものなのか、観光資源として活用するものなのかなど、将来像をより具体的に共有することで、市民も同じ方向を目指しやすくなると考える。	・将来都市像については、多様な市民の暮らしがよりよいものとなるよう、行政と市民が同じ方向を向いて取り組むための共通の指針として、10年後の目指すべきまちの姿や理念を幅広く表現したものです。 ・「幸福」は、市民一人ひとりがこのまちで暮らしてよかったと実感し、生涯にわたって幸せを感じられるまちを表現しております。 ・「煌めく」は、まちも人も一緒になって、未来に向けて躍動する姿を表現しております。 ・「自然」については、これまで受け継がれてきた自然をこれからも大切に継承しつつ、観光資源として活用していくという思いを込め表現しております。 ・なお、具体的な取組や幸福度に関する指標等は、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。 ・市民への共有については、市民説明会等の機会を通じて、丁寧に説明してまいります。	３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの

基本構想（原案）に対するご意見への対応

■審議会委員ご意見

※対応項目は、「１.計画案を修正するもの」「２.意見趣旨を記載済または要望に対して説明を要するもの」「３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの」「４.質問、感想」

No.	分類	意見の要約	市の考え方	対応区分
6	まちづくりの基本理念（P25 基本理念２）	十和田湖、奥入瀬渓流、八甲田山、蔦温泉など、すばらしい自然を有しながら、観光地として衰退している現状から、まず市民である私達自身がもっとその良さに触れ、活用する機会を多く作るべきではないか。 例）毎月第２日曜日を「地元の観光地にでかけよう」の日と決め市民自ら出かけ、すばらしい自然と触れ合う。	具体的な取組等は、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。	３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの
7	まちづくりの政策（P26 政策１・２）	人口減少や若者の流出が顕者な昨今、福祉を担おうという意識のある若い人の減少が危惧され、福祉への意識をもった若い人を増やすには、子どもの頃からの教育の現場での経験も大切だと考える。 福祉への意識を高める為の施策も入れていただきたい。	具体的な取組等は、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。	３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの
8	まちづくりの政策（P27 政策４）	十和田市は、鉄道、空港、海の航路もなく、その点では、不便さを感じることがよくある。車で思うように移動できる人にとっては問題を感じないことかもしれないが高齢者や運転できない人にとっては、とても困ることがある。バスの便も、良いとは言えない現状であるため、相談できる窓口があればと感じている。	・相談窓口業務につきましては、本年度の組織再編により、市民の生活環境に関する窓口として、くらし環境課が担っております。 ・具体的な取組等は、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。	３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの

基本構想（原案）に対するご意見への対応

■審議会委員ご意見

※対応項目は、「１.計画案を修正するもの」「２.意見趣旨を記載済または要望に対して説明を要するもの」「３.具体的な取組として、基本計画の策定において検討するもの」「４.質問、感想」

No.	分類	意見の要約	市の考え方	対応区分
9	まちづくりの政策（P27 政策４）	十和田市は、自然豊かな美しいまちであると感じており、官庁街の松や桜、花々が素晴らしい。また切田通りを始めいろいろな通りごとにナナカマド通り、サルスベリ通り、花ミズキ通り、あじさい通りなどのように木が植えられていることも、とても良い。木は成長が早いから毎年の手入れが大変かと思うが、ぜひ立ち寄ってほしい。	・市としましても、政策４「都市基盤・環境」において、“住みやすい”を支える、自然と調和した快適なまちを掲げ、地域の魅力とにぎわいの維持向上を図ることを記述しております。 ・各通りの景観に関しても、地域の魅力として維持向上を図ってまいります。	４.感想
10	まちづくりの政策（P28 政策７）	限られた財源・人材の中では、すべての施策を同時に進めることは難しいため、重点施策と優先順位を明確にし、「何を選択し、何に集中するのか」を示すことが、実効性のある計画につながると考える。十和田市が他自治体と差別化できる独自の魅力を明確にし、その実現に向けた具体的な道筋を示すことで、市民も共感し、共にまちづくりに参加できる計画になることを期待する。	・重点施策等につきましては、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。 ・計画の実効性については、実施計画により管理し、常に５年先を見据えた計画として、毎年度ローリング方式による事業の見直しを行うこととしております。	４.感想